

2. トルクメニスタン法「トルクメニスタンにおける投資活動について」

本法は、トルクメニスタン領内における投資活動の法的、経済的、社会的諸条件を定めるものである。本法の目的は、所有形態のいかんを問わず、投資活動主体の諸権利、利益、財産の平等な保護を保証することである。

第1章 総則

第1条 投資

投資とは、企業的、および他の種類の活動対象に投じられるあらゆる種類の資産と知的価値を意味し、その結果として利潤（収益）が得られ、あるいは社会的効果が得られるものを指す。上述の価値は以下のものとする：

資金、特殊銀行預金、出資金、株式証券、その他の有価証券；
動産、不動産（建物、構造物、設備、その他の物的価値）；
著作権、実務的知識、経験、その他の知的価値から発する財産権；
土地その他の天然資源を利用する権利、さらにその他の財産権；
その他価値。

固定資本の再生産への投資は資本投資の形で行うことができる。

第2条 投資活動

1. 投資活動とは、投資の実現のため国家、法人および自然人が共同で行う実務活動のことである。

2. 投資活動は以下の形態で行われる：

自然人、経済団体、会社およびパートナーシップ、ならびに公共・宗教団体、その他所有形態のいかんを問わずトルクメニスタンの法人が行う投資；

トルクメニスタンの行政・管理機関および地方行政機関が、予算・予算外基金および借款に基づき、また国営企業・機関が自己資本および借款に基づき行う国家投資；

外国の国家・法人・自然人、ならびに無国籍者による投資；

トルクメニスタンと外国の国家・法人・自然人ならびに無国籍者による共同投資。

第3条 投資活動の対象

投資活動の対象は経済活動のすべての部門および分野における新設の近代的固定資本および流動資本でなければならない。すなわち有価証券、特殊通貨預金、科学・技術製品、知的価値、その他の資産、および財産権である。

投資が禁止される対象は、それが実施されあるいは利用されたとき地震、耐火・爆発、公衆衛生、環境、都市建設等の基準に適合しないもの、あるいは国民、法人、国家の法の保護する権利または利益に損害を及ぼす恐れのあるものである。

第4条 投資活動の主体

1. トルクメニスタンおよび諸外国の法人・自然人、ならびに直接的にそれら国家が投資活動主体（投資家と参加者）となることができる。

2. 投資家とは、自己資産、借入れ資産、および誘致した資産、および知的価値を投資することを決定した投資活動の主体をさす。

投資家は預金者、融資者、購入者として活動することができ、投資活動参加者のあらゆる機能を行うことができる。

3. 投資活動参加者は、注文の受注者としてあるいは投資家の指名により投資を行うトルクメニスタンおよび他の諸国の法人・自然人である。

第5条 投資活動に関するトルクメニスタンの法

トルクメニスタンにおける投資活動の実現に関連する事項は、本法および他のトルクメニスタンの法令で規制される。

投資活動は以下のように規制される：

諸外国におけるトルクメニスタンの投資活動主体は、その投資が行われる領内の国家法と、当該の国際協定、国家間条約および特別なトルクメニスタン法とによって規制される；

トルクメニスタンにおける諸外国の投資活動主体は、本法および特別なトルクメニスタン法によって規制される。

第2章 投資活動の実施

第6条 投資家の権利

1. すべての投資家は投資活動の実現に関して平等な権利を有する。

本法その他のトルクメニスタン法で禁止されない対象物に何ら制限なく投資する投資家の資産および知的価値の利用は、奪うことのできない権利であると見なされ、その権利は法で保護される。

2. 投資家は自ら、その行う投資の規模、方針、効率を定め、当該の投資に必要とされる法人・自然人を自由に招聘できる。

3. 投資家の決定に基づき、投資の占有・利用・処分などの諸権利、そして投資成果は、法の定める手続に従って他の法人・自然人に譲渡できる。この譲渡当事者間の関係は契約により規制される。

4. 法に定める手続に従った有価証券、債券の発行、貸付の形をとる金融資金もまた、投資に利用できる。投資家の資産はその債務の担保に利用できる。資産は、トルクメニスタンの法令で特別の規定のない限り、負債者がその資産を所有またはその経済的占有権を有している場合にのみ、担保とすることができる。

担保契約の違反の場合、担保資産は、法の定める手続により、売却することができる。

5. 投資家はトルクメニスタン領内で再投資および、商業活動を行う場合を含め、投資対象および投資成果を、トルクメニスタン法に従いこれを占有・利用・処分する権利を有する。

トルクメニスタン国外に搬出する権利を与えられた他国の外国投資家にとって、それらの対象への投資が所有権の獲得をとまわらないが、将来的に占有することになり、操業上の管理を行い、あるいはそれらの対象の操業からの利潤獲得に投資家が参加する可能性がありうるような対象は、トルクメニスタンの法律によって規定される。

6. 投資家は必要な資産を直接あるいは代理者を通じて法人・自然人から、当事者間の合意に基づく価格・条件で、かつそれが法に反しない限り、数量・品目の一切の制限なしに購入することができる。

第7条 投資活動主体間の関係

投資活動主体間の関係を律する主要な文書は契約（合意）である。

契約の締結、共同事業者の選択、事業参加の決定、その他トルクメニスタン法に違反しない経済関係の諸条件は、投資活動主体の排他的権限である。政府機関、公務員が投資活動主体間の契約関係の実現に干渉することは、本法に規定される場合を例外として、許されない。

投資活動主体は、投資活動の実現に法人・自然人を参与させるためにコンクール（競売）を実施する権限を有する。

第8条 投資活動主体の義務

1. 投資家はトルクメニスタン法に定める状況と手続に従い以下の義務を負う：

自ら行う投資の規模と資金源をトルクメニスタン閣僚会議が権限を委任した機関に通告すること；

資本建設に関する該当機関と特別部局による必要な許可と合意を取得すること；

地震、耐火・爆発、公衆衛生、環境、都市建設上の要請基準・規則の遵守に関する国家の専門的審査の鑑定書を取得すること。

2. 投資活動主体は以下の義務を負う：

トルクメニスタン法の定める基準、標準、手続を守ること；

不公正な競争を行わず反独占規制の要請を遂行すること；

国家機関、公務員のその権限内において行う要請を守ること；

規定の手続に従い、会計・統計報告を行うこと。

3. その実施に適切な資格を必要とする特殊な義務を行う投資活動の各参加者は、当該義務の遂行の権利に対するライセンスをもたなければならない。当該業務の一覧およびそのライセンス取得手続についてはトルクメニスタンの権限ある機関がこれを決める。

第9条 投資活動の資金源

投資活動は以下の方法で資金調達が可能である：

投資家自身の金融財源（利潤、減価償却控除、資金蓄積、国民・法人の貯蓄など）；
投資家の借入金融資金（債券、銀行・財政融資）；
投資家の誘致する金融資金（株式売却による資金、出資金およびその他国民・法人の払込み）；
財政投資の割当。

第3章 投資活動に関する国家規制と管理

第10条 投資活動に関する国家規制の目的

投資活動の国家規制はトルクメニスタンの経済・科学技術・社会政策の実現を目的とし、国家方針の優先部門へ投資する投資家に有利な条件を与えねばならない。投資家に有利な条件を与える優先部門の一覧はトルクメニスタン閣僚会議が地域差に応じて承認し定期的に修正する。

第11条 投資活動規制に関する国家規制の形態

1. 投資活動に関する国家規制は投資活動条件の規制および国家投資の直接管理を含む。
2. 投資活動条件の国家規制は法に基づいて、トルクメニスタン国家機関が以下の形で行う：

税法による課税優遇制度；

固定資本の償却促進を含む償却政策の実施。この償却に関する上記の優遇については、経済の個別部門・分野、固定資本の要素あるいは施設の種類によって異なる決定が下されることがあり得る；

個別の地域・生産部門の発展のための助成金、補助金、特定補助金、財政貸付の形態による金融支援供与；

融資政策、国家基準・標準、反独占施策、未完工建設を含む国家資産の民営化、価格政策の実施；

土地およびその他の天然資源利用の諸条件、および投資計画の専門的審査。

トルクメニスタン法令に定める手続により創設された予算外投資基金、ならびに小規模企業支援基金もまた、投資活動政府規制の経済施策に含めることが出来る。

国家は、自然人・経済団体・会社・パートナーシップ、また公共・宗教団体その他の法人が共和国方針の優先分野に従って投資活動することを奨励する諸条件および上記を国家投資活動に参加させるための諸条件を創設するものであり、この国家投資活動には株式の発行と販売、分担金の徴収、その他の諸方策による国家特別総合プログラムが含まれる。

第12条 トルクメニスタンと諸外国との相互関係

投資活動におけるトルクメニスタンと諸外国との相互関係は、国家間条約の締結、相互の経済法制の接近と投資および相互利益をもたらす科学技術・経済・社会・環境その他の特別共同国家プログラムならびに天災・大事故の解決、地域発展および人民の社会的支援のための基金創設とその利用、およびその他諸方策に関するプログラムの策定と実現分野における政策の調整を通じて構築される。トルクメニスタンはその領内における実施手続を規定し、投資の保護を保障する。

第13条 国家投資決定採択手続

1. 国家投資の決定はトルクメニスタンの経済・社会発展の予測、および生産力の発展・配分構想、特別科学技術・総合国家計画、これら投資の適切度を定める技術・経済的裏付けに基づいて決定される。

2. 特別国家総合プログラムの草案は、トルクメニスタン閣僚会議が地方行政機関と関連国家・公共組織の参加を得て定めた手続に従い策定される。

3. 国家投資の計画化にあたりトルクメニスタン閣僚会議は地方行政機関の参加を得て、特別総合プログラムおよび国家発注の策定期限内の実現に必要な投資規模を確定する。

4. 国家予算の支出は、国家発注による最重要の建設、および国家プログラム実現に対してのみ実施される。

第14条 資本建設における国家投資の専門的審査と承認

1. 国家投資資金により行われる国家プロジェクト、国家間プロジェクトおよび地域プロジェクト、特別総合プログラムはトルクメニスタン閣僚会議の定める手続により国家による専門的審査と承認が義務づけられる。

審査の過程で、各総合プログラムまたはプロジェクトについて、すでに採択されたプログラムおよびプロジェクトの投資上の整合性に関して意見書を出さなければならない。

2. 目的物の建設に関する計画、技術・経済上の裏付け、技術・経済上の評価は、その資金源に関わりなく、地震、耐火・爆発、公衆衛生、環境、都市建設上の要請基準・規則の遵守に関して、国家の専門的審査を受ける義務を負う。

第15条 資本建設における国家発注の分配手続

1. 国家投資実現の一形態は資本建設への国家発注である。

2. 資本建設に対する国家発注の目的は、優先部門における最も重要な生産能力および非生産的意義をもつ対象物を、作業期間の指示に従い建設することである。

3. 原則として、国家発注はコンクール・ベースで分配される。市場経済への過渡期において、トルクメニスタン閣僚会議は国家発注を行う権利を有し、その国家発注は、その発注が企業・団体に与える経済利益の考慮のもとに、すべての国営企業および投資活動参加組織のために、義務付けられる。トルクメニスタン閣僚会議は、国家発注の優先実施に関する特権と優遇の範囲を承認する。

4. 対象の建設に関する国家発注の承認は、トルクメニスタン法に定める手続に従い地方行政機関との間にその分配にかかわる合意が成立した後、行われる。

5. 任意の投資活動参加者が、資本建設の国家発注にかかわるコンクールに参加できる。

6. 国家発注の対象物を作動させる許可はトルクメニスタン閣僚会議の定める手続により定められる。

7. 国家発注の対象物に関する建設者に対する最終評価は、国家委員会が法令を承認した後、行われる。

第16条 国家投資の、有価証券・寄託金・動産・不動産およびその他の価値への転換手続

1. 国家投資の、有価証券・寄託金・動産・不動産およびその他の価値へ転換する量はトルクメニスタン政府が決定する。

2. 上述の方針に示された投資プロジェクトはトルクメニスタン閣僚会議の定める手続に従い、国家の専門的審査を受ける。

第17条 国家投資実施に関する地方行政機関の活動

地方行政機関は本法およびトルクメニスタン法「所有権について」に基づき投資を行う。

第18条 投資活動における価格決定

製品（労務、サービス）の価格は基本的に、コンクール（競売）実施結果を含む契約価格により決められる。トルクメニスタン国家予算が支出される建設については、インデクセーションを行いつつ予定計上価格を適用する。建設における契約価格は推奨される現行の予算上の基準と追加的出費の補償を含めた価格を利用して、決定される。

第4章 投資の権利保証と保護

第19条 投資活動主体の権利保証

1. トルクメニスタンは投資活動主体の権利の安定を保証する。その条項が投資活動主体の権利を制限するような法令が採択される場合、当該条項はその法令公布から10年間は効力を発生しない。

2. 国家機関が投資家および投資活動参加者の権利を侵害する法令を採択した場合、上記法令の適用から投資活動参加者が被る、ありうべき利益を含む損害は、法廷判決によりその国家機関により弁償される。さらに上記機関の資金が不足する場合は、損害補償はトルクメニスタン閣僚会議が行う。

国家機関および公務員はそれが法に認められておりかつ上記機関の公的権限内にある場合を除き、投資活動に干渉する権利を有しない。

トルクメニスタン法が定める場合を除き、何者も投資家の投資対象選択に干渉する権利を有しない。

3. 投資活動の停止あるいは中断は、以下の決定により行われる：

投資活動参加者への損害を補償する投資家の決定；

権限を付与された国家機関の決定。

投資活動の停止または中断についての国家機関の決定は、以下の場合に行われうる：

投資家の支払い不能による破産宣告；

自然災害、事故その他；

非常事態が宣言された場合；

投資活動の過程で、その継続が法的に定められた公衆衛生、環境その他の基準、および国民、法人または国家の法的に保護された権利・利益の侵犯を引き起こすことが明らかになった場合。その場合、投資活動参加者への補償手続はトルクメニスタン法により決定される。

第20条 投資活動主体の責任

投資活動主体が契約責任を守らない場合、法および締結契約に定める財産上および他の種類の責任を負う。

他に法または契約による定めのない限り、契約条項違反で生じた罰金、違反金の支払いおよび損害補償は、責任当事者を、義務の遂行より免除するものではない。

第21条 国家発注の実施責任

1. 企業あるいは組織が、国家発注遂行の義務、あるいは法的に課せられた他の義務を遂行しない場合、あるいは遂行方法が適切でない場合、彼らは投資活動主体への義務に従い資産上の責任を負う。当該責任のある公務員は現行法に従い、個人的責任を負う。

2. 国家機関は、国家発注実施に関する契約不履行の相互資産責任を負い、ありうべき利益を含む損害を補償せねばならない。

3. 投資活動参加者は、投資家たるトルクメニスタンに対し国家発注の実施について、法および締結された契約に定める手続に基づき、資産責任を負う。

第22条 投資保護

1. トルクメニスタンは、所有形態および国有か否かに関わりなく、投資保護を保証する。投資保護はトルクメニスタンの法令により保障される。その際、すべての投資家は、法律上の平等が保証され、投資家は投資の経営・利用あるいは清算を妨げうる措置から免れることができ、投資成果の輸出の条件、手続も定められる。

2. 投資は補償なしに国有化・接収されず、あるいは結果によって一律の措置が適用されることはない。その種の措置はトルクメニスタン法令に基づく場合にのみ限られ、投資活動停止で生じた損害は投資家に完全補償される。

トルクメニスタン法令による投資引上げの場合、投資家が支払った、あるいは購入した特定銀行預金、株式その他の有価証券、購入資産あるいは貸借資産への支払いは、投資家へ補償される。ただし投資家本人あるいは参加企業の行為の結果により既に消費あるいは損失された金額は除く。

3. 投資活動実施の過程で生じた紛争は、然るべき裁判所で審理される。

4. トルクメニスタンと外国国家の間で行われた投資活動に関連する契約不履行の紛争は、協議または国家間条約（協定）で定める裁判所により、解決される。

5. 投資は、保険に加入しうるし、法で定められた場合には保険に加入する義務を負う。

本法は公布の日時より発効する。

トルクメニスタン大統領 サパルムラト・トルクメンバシ
アシガバード

1992年5月19日 No.698-XII

トルクメニスタン法「トルクメニスタン法『トルクメニスタンにおける投資活動について』の変更および追加の実施について」（1993年4月12日付）により修正。

(注) 本稿は、プレーメン大学移行期諸国法律データベース (<http://www.lexinfosys.de/lexinfosys/starte.htm>) よりダウンロードした露文テキストに基づく。